



新成人の皆さん おめでとう ございます！

寄居町長
花輪利一郎

快晴の1月10日、中央公民館で、「平成28年寄居町成人式」が行われました。友人や恩師との再会を喜ぶ姿があちらこちらで見られ、新成人の皆さん一人ひとりの笑顔がとても印象的でした。

新成人の皆さんへ

成人の日を迎えた皆さん、改めておめでとうございます。また、ここまでお子さんを育ててこられたご家族の皆さんのお喜びもひとしおであろうと思います。



20歳という人生の節目を迎えた皆さんには、それぞれさまざまな思いがあり、成人であることの責任と重みを少なからず感じているのではないでしょうか。また、将来に向かって、新たなる決意をお持ちのことだと思います。

成人式を迎えた皆さんには、まず、今日まで皆さんを育まれたご両親やご家族、そして地域社会に対して、感謝の気持ちをお持ちいただければと思います。そしてこれからも、ご両親やご家族、地域社会を大切にし、社会の一員としての自覚を持ち、さらなる努力により、将来の夢を実現され、ご活躍されることを祈念してやみません。

わが寄居町は、緑豊かな自然に恵まれ、長い歴史や独自の文化など、伝統のある全国に誇れる町であります。私といたしましては、この町に生まれ育ったことを、誇りに思っていただければ大変ありがとうございます。

今後、まちづくりを進めていくには、皆さんのような、“若い力”が不可欠であります。ふるさと寄居町の発展のため、ぜひご尽力くださることを期待しています。



万一に備えて！

交通災害共済会員に ご加入ください

町 では、交通事故でのけがの治療や、ご遺族へのお見舞いを目的とした「市町村交通災害共済」の加入を推進しています。加入を希望する方は、加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。

【加入できる方】

町内に居住し、住民登録をしている方、または加入資格者の被扶養者で、修学のため町外に転出している方

【共済会費】

年額 一般…900円

中学生以下(平成28年4月1日現在)…500円

【共済期間】

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(4月1日以後の申し込みについては、申込日の翌日から平成29年3月31日まで)

【加入受付場所・期間】

○生活環境工コタウン課(役場2階)

随時受付

○郵便局

12月末日まで随時受付

○各区…2月、3月の指定期間

(区の取り扱いに従ってください)

【対象となる交通事故】

○共済期間中に国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等による接触、衝突、転落、転覆などの事故。または、歩行中、これらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故。

○共済期間中に踏切道における電車等の接触、衝突、その他の事故

【対象とならない事故】

- 作業用特殊自動車で作業中の事故
- バス等の乗降における事故
- 幼児用乗用具(玩遊具)による自損事故
- 歩行中、交通事故以外の不注意による事故
- 会員の故意、または重大な過失による事故
- 無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 地震、洪水、津波等、天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故

【問い合わせ】

生活環境工コタウン課(☎581・2121内線221・222)
へ。

実施します！

パブリック・コメント手続

町 では、次の計画を策定するため、パブリック・コメント手続を実施します。両計画について、皆さんのご意見をお寄せください。

【策定】寄居町水道ビジョン

資料の公表(閲覧場所)／上下水道課、男衾・用土両連絡所で閲覧できます。また、町公式ホームページでも公表します。資料に関するご質問は、上下水道課のみ受け付けます。

意見募集期間・閲覧期間／2月10日(火)～3月10日(火)の開庁日

閲覧時間は、上下水道課：午前8時30分～午後5時15分、男衾・用土両連絡所：午前8時30分～午後5時です。

意見の提出方法／意見提出用紙は、資料を公表している場所のほか、町公式ホームページで取得できます。案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先、または学校名等を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法で上下水道課へ提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記ください。電子メールの件名は「寄居町水道ビジョンについての意見」としてください。

問い合わせ／上下水道課(☎581・2121内線263・266、FAX581・7531、Eメール zyugesui@town.yorii.saitama.jp)へ。

【策定】第6次寄居町総合振興計画・基本構想

資料の公表(閲覧場所)／総合政策課、男衾・用土両連絡所で閲覧できます。また、町公式ホームページでも公表します。資料に関するご質問は、総合政策課のみ受け付けます。

意見募集期間・閲覧期間／2月17日(火)～3月17日(火)の開庁日

閲覧時間は、総合政策課：午前8時30分～午後5時15分、男衾・用土両連絡所：午前8時30分～午後5時です。

意見の提出方法／意見提出用紙は、資料を公表している場所のほか、町公式ホームページで取得できます。案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先、または学校名等を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法で総合政策課に提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。電子メールの件名は「第6次総合振興計画・基本構想(案)についての意見」としてください。

問い合わせ／総合政策課(☎581・2121内線462、FAX581・1366、Eメール sogoseisaku@town.yorii.saitama.jp)へ。

共通

注意事項

- ・意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事業所を有する個人・法人、その他の団体です。
- ・電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ご意見への個別回答は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

※寄せられたご意見の概要是、個人情報に関するものを除き、後日町公式ホームページで公表します。

